

遺言書（案）

遺言者 上杉謙信 は、この遺言書で次のとおり遺言する。

- 一、 養子上杉景虎には関東管領職を相続させる
- 一、 養子上杉景勝には越後国主の座を相続させる

付言事項

尚、上洛にあたり改めて次のとおり家訓を遺す。

- 一、 心に物なき時は心広く体泰なり
- 一、 心に我儘なき時は愛敬失はず
- 一、 心に欲なき時は義理を行ふ
- 一、 心に私なき時は疑ふことなし
- 一、 心に驕りなき時は人を敬ふ
- 一、 心に誤りなき時は人を畏れず
- 一、 心に邪見なき時は人を育つる
- 一、 心に貪りなき時は人に諂うことなし
- 一、 心に怒りなき時は言葉柔らかなり
- 一、 心に堪忍ある時は事を調う
- 一、 心に曇りなき時は心静かなり
- 一、 心に勇みある時は悔やむことなし
- 一、 心賤しからざる時は願ひ好まず
- 一、 心に孝行ある時は忠節厚し
- 一、 心に自慢なき時は人の善を知り
- 一、 心に迷いなき時は人を咎めず

天正六年三月某日

越後国 春日山城にて
上杉不識庵謙信 印

※ 上杉謙信は、実際には跡目についての遺言状を残さなかったため案としました

※ 引用に用いた文献

その時歴史が動いた 修羅の戦国編 集英社
直江兼統と上杉家訓十六箇条 童門冬二
英傑の日本史 上杉越後軍団編 井沢元彦